（他の馬の飼養施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

12　他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品及び過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（削る）

（削る）

（削る）

第三　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

13・14　（略）

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

15　飼養管理に使用する器具は厩舎に持ち込む際に消毒するとともに、清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、繁殖検査用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は一頭ごとに交換又は消毒をすること。

（削る）

16　（略）

（給餌設備、給水設備等の病原体による汚染の防止）

17　厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。水道水等の飲用に適した水以外の水を馬に給与する場合には、これを消毒すること。

（衛生管理区域内の整理整頓、厩舎等施設の清掃及び消毒）

18　衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等並びに厩舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃を行つて、敷地及び厩舎等の施設を定期的に消毒すること。

（削る）

（他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

11　他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

12　過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（飲用水の給与）

13　飼養する馬に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

（馬に関する事項）

（馬を導入する際の健康観察等）

14　他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾病の発生状況及び導入する馬の健康状態を確認すること等により健康な馬を導入すること。導入した馬に馬の伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにすること。

第三　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

15・16　（略）

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

17　飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、繁殖検査用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は一頭ごとに交換又は消毒をすること。

（厩舎外での病原体による汚染防止）

18　馬の飼養管理に必要のない物品を厩舎に持ち込まないこと。

19　（略）

（給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止）

20　厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

（衛生管理区域内の整理整頓及び消毒）

21　衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行つて、敷地を定期的に消毒すること。

（厩舎等施設の清掃及び消毒）

22　厩舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。